

目 次

太田かつすけ一般質問 .....	1
他党派の代表・一般質問 .....	8

## 太田かつすけ府議が一般質問

●太田かつすけ府議の一般質問と答弁の概要をご紹介します。

**太田かつすけ（日本共産党 西京区） 99. 9. 30**

### 障害者基本計画について

日本共産党の太田勝祐です。私は、先に通告しています数点について、知事ならびに係理事者に質問します。

はじめに、障害者基本計画に関連して本府の取り組みについて質問します。96年3月に、障害者基本計画〈「ひとりだち～京都から～」21プラン〉として発表されました。この計画は96年から10年間として、将来の社会経済情勢の変動に対処するため、中間年に見直しを行なうこととなっています。この計画の重要な柱である精神障害者の福祉施策の推進について伺います。

私は87年6月定例会で、「精神衛生法」から「精神保健法」へ法律が大改正された時に、本府の抜本的、総合的な計画の立案とその実現について知事に質問しました。その後、地域生活援助事業（グループホーム）の法定化、精神障害者社会復帰促進センターの創設など、重要な法改正が行われ、95年に、障害者基本法に精神障害者の自立と社会参加の促進の援助を法律の目的に加え、福祉として位置づけて社会適応訓練事業の法定化など法改正が行われました。そして今年の国会で、家族の負担を軽減するために市町村を主体としての訪問介護事業や短期入院事業を導入するなど一層の改善を求める法改正が行われました。私が10年前、もっとも医療、福祉の面で立ち後れた精神障害者対策を本会議で質問した以降、国の法改正がつつぎ行われ法整備は大きく前進してきました。しかし、実際の中身の具体化は、これからというのが実態といわなければなりません。本府においても、この10年間の法改正・障害者基本計画の上に立って抜本的な対策が求められています。

### 精神障害者の社会的入院を解決するため社会復帰施設の充実を

第1は社会復帰施設の充実の問題です。精神病院の入院者総数は全国で33万人、その

半数以上は、病状は治まっているのに、帰る場所がないため退院ができない状態になっています。いわゆる「社会的入院者」の状態です。本府が97年11月実施した「精神保健福祉に関する調査」によりますと医師から見た入院者の退院の可能性について「住居、活動、支援の場が整えば近い将来退院が可能になる」、「病状の改善により、近い将来退院が可能になる」をあわせたら退院可能者は全体の約半数を占めています。先日、府立洛南病院に伺い、院長から現場の声を直接聞かせていただきました。この中で「入院患者で10年以上の患者が4割弱おられ、社会的な受け入れ体制ができれば、薬も進歩しているので通院で十分治療できる人が多くおられる。1日も早く社会復帰施設の整備が必要」と、施設整備を強く要望されていました。私は、唯一の府下の援護寮・生活訓練施設、長岡京市にあるアスロードという施設にも伺ってきました。この施設は社会で自立して生活することを目指す人に、施設に居住し、自立生活に必用な知識や金銭管理、炊事などの生活技術の習得に向け、基礎的な訓練を行なう場です。施設長の話しの中で、「20数年間、病院に入院していた方で、ここで生活するようになり、病気も少しづつ良くなり、元気に仕事に毎日行かれ、今ではアパートを借りて普通の生活を送ることができるようになりました」と話されていました。ところが本府においては、92年の法改正以後、社会復帰施設の制度の創設、充実が一貫し強調されてきましたが、現在援護寮は1ヶ所、グループホームは3ヶ所、通所授産施設は1ヶ所しかありません。精神保健行政は都道府県・政令都市の所管です。都道府県ごとの単独事業の予算をみると、東京都は一人当たり1558円、京都府は392円で約4分の1、単独事業を見ると京都は全国でも最低のクラスになっています。なぜこんなに遅れた状態がつづいているのか、関係者は「京都府はやる気がない」と言いきっています。退院したくても、受け入れ施設がないため、「社会的入院」を余儀なくされた弱い立場の患者を放置することは、まさに大きな人権問題です。このことに本当に心を痛めているのか、知事の政治姿勢が問われている問題です。知事は、このような「社会的入院」をいつまで許すのか、この解決のための決意を伺います。

95年に政府の障害者プランが出され、この中で精神障害者社会復帰施設の整備計画が含まれ、96年から2002年度まで7年間に約2000ヶ所、2万5千人の整備目標が、不十分ですが示されました。本府の計画と到達はどうなっていますか。具体的に促進するための数値目標をあきらかにすべきです。中間見直しにあたって具体的な方針を伺います。

**【保健福祉部長】** 精神障害者の社会復帰施設については、障害者基本計画において、国の障害者プランに数値目標が掲げられた施策に限定せず、幅広く、きめこまかな多くの施策を位置づけて実施をしてきた。こうした中で、この計画に基づき、精神障害者の社会復帰等、自立を支援するため、市町村と連携し地域住民の方々の協力も得て、共同作業所やグループホーム、援護寮など、地域のニーズに応じた整備充実を努めてきた。とりわけ、社会復帰に大きな役割を果たす授産施設については、平成10年度に北部地域に整備をし、引き続き今年度は、南部地域において、整備を進めているところ。

障害者基本計画の見直しについては、社会福祉の基礎構造改革など国の動向を踏まえ、保険・医療・福祉の専門家等で構成する京都府地方障害者施策推進協議会の意見も聞きながら、今後検討していきたい。

## 精神障害者の社会復帰への府民の理解と偏見をなくす真剣な努力を

第2に、精神障害者の社会復帰に対する府民の理解と協力、偏見をなくす取り組みについて伺います。

精神障害者の社会復帰施設やグループホームなどの新設に地元住民が反対する「人権摩擦」がこの10年間に全国で少なくとも83件のべ107施設で起きていたことが調査で明らかになっています。このうち計画通り設置できたのは、わずか2割でした。この間、法制度の改善は進んできましたが、住民の理解や偏見をなくす点では、10年前からほとんど改善されていないことを示しています。この間、京都府下でも同じような問題が起こっています。先日、精神保健福祉総合センターの所長からセンターの活動を直接聞かさせていただきました。この中で所長は「精神障害は特別の病気ではなく、普通に生活している人がいつなっても不思議ではない。また病気だからきっちりと医師の指示に基づいて治療すれば、症状の悪化を止め、回復する」、「あらゆる教育の場で精神病についての正しい知識を教える必要がある」と偏見の解決は重要な問題だと強調されていました。精神障害者についての理解を深めるための啓発、教育、広報活動がますます重要になってきていることは言うまでもありません。障害を抱えながらも社会参加、自立に向けて試行錯誤を繰り返しつつ歩み続ける障害者自身やそれを支える家族や支援者の姿を身近に目にし、接する機会が与えられてこそ精神障害者への理解も深まり、誤解、偏見も解決できると考えます。

私の地元である西京区では、現在ある精神障害者の共同作業所が中心になり、新たにもう一つの共同作業所をつくる運動を進めています。現在の共同作業所は、患者や家族の運動とそれを支援する、保健所の担当者が中心になって社会福祉協議会、自治会など地域の協力をえて建設されました。また、患者自身が地域の理解を与えるために、在宅老人の給食サービス配達の仕事に協力したり、福祉施設の清掃をするなど積極的に地域活動をし、偏見も少しずつ取り除かれ、理解がひろがっています。また、今年3月に「中京精神保健ネットワーク」が、共同作業所などの社会復帰施設や病院、社会福祉協議会、民生児童委員会、老人クラブなど、保健所が中心になり、20数団体で発足しました。精神保健に関する啓発文書の発行やフォーラムの開催、精神障害者が地域社会に溶け込むための支援活動がおこなわれています。同ネットワーク事務局は「関係機関が連帯して社会から偏見の目で見られがちな精神障害者の早期治療や地域社会での生活安定に努めたい」と話しておられました。本府としてこの間、精神障害者の社会復帰に対する府民の理解と偏見をなくすためにどのように努力し、またどのように今後努力していくのか、御所見を伺います。

**【保健福祉部長】** 精神障害者の方々に対する、理解について、精神障害者施策を推進していくためには、すべての人に精神障害について正しい理解と認識を持ってもらうことが、何よりも大切であると考えている。このため、京都府では、障害者基本計画において、理解と交流の促進を重要な柱と位置づけ、昨年全国に先駆けて京都府内の各地域に「こころの健康推進委員」を設置するなど、精神障害者の方々の人権確保に努めると共に、地域住民の方々への正しい知識の啓発、普及をはかっているところ。

## 保健所の統廃合でなく充実を・市町村の精神保健行政に府の支援を

各地域における精神保健行政の第一線の実施機関は保健所です。この間の地域でのす

んだ経験は、保健所の担当者の役割がたいへん重要であることをしめしています。ところが本府は、94年の地域保健法の改正に基づき、国の方向に従って保健所の統廃合を準備してきました。私は、この法改正のときに、今後医療、福祉の充実という面で、予防保健がますます重要になるので、保健所の統廃合ではなく、もっと充実すべきだと強く、本会議で知事に要求しました。本府は独自に「こころの健康推進員」制度を昨年発足させました。この制度が生かされ、地域での精神障害者への理解を与えて、社会復帰施設の整備を進めていく上で、保健所の統廃合ではなく、精神保健福祉相談員の複数配置など一層充実させるべきと考えます。知事の御所見を伺います。

また、今回の法改正にもなって精神障害者のプランを市町村も作成し、ホームヘルプサービスなどを市町村が主体となって行なうこととなります。市町村は、精神障害者の仕事はほとんど経験もなく、計画立案もたいへんです。本府としてどのような支援体制を考えているのか。お答えください。

あわせて、市町村の支援の窓口として、精神保健福祉総合センターの役割を果たすセンターを北部に設置すべきと考えますが、御所見を伺います。

**【保健福祉部長】** 保健所については、現在総合振興局化に向けて、検討しており、保険と福祉の分野を統合するなかで、精神保健福祉施策の一層の充実に努めていきたい。

また精神保健福祉相談員については、従来から各保健所管内の実情に応じ、複数配置するなど適切な体制の確保に努めている。

精神保健福祉法の改正にもなう市町村への支援については、市町村障害者計画については、これまでに京都府内の過半数の市町村において策定されているが、今後とも市町村が計画の策定や見直しをおこなう場合には、積極的に支援をしていきたい。また、市町村が精神保健福祉にかかる専門的支援を必要とする場合には、精神保健福祉総合センターや保健所が有している専門的技術的機能の活用などを含め、適切に対応していく。

## 環境ホルモン対策について

### 府は事業者に対して化学物質の抑制指導をどのように行なってきたのか

次に、環境ホルモン・内分泌攪乱物質について伺います。

環境ホルモンは、急性毒性や発ガン性の作用だけでなく、ごく微量でも動物のホルモンの合成や情報伝達を乱し、次の世代に影響を及ぼすといわれています。

昨年12月に環境庁主催で、環境ホルモンについての国内初めての大規模な国際会議が京都で行なわれ、研究の現状などが論議されました。環境ホルモンは、海外の文献では、百数十ぐらいがピックアップされ、アメリカの環境庁では、今後1万5千種類の化学物質について、ホルモン作用の影響についての実験を開始するとしています。ところが、日本は、危険性があきらかになったら対応するという姿勢です。大量生産、大量消費、大量廃棄の社会や生活を見直し、次の世代の命を守るために、早急の研究、体制、対策が求められています。やっと環境庁が、環境ホルモンとして疑われている化学物質が、実際に人の健康に影響を与えるかどうか判断するプロジェクトをスタートさせ、今国会で成立した「特定化学物質排出・管理促進法」が施行される2001年をめぐり、その結果をまとめるとして

います。

そこで、本府の対策について伺います。九七年に「京都府環境を守り育てる条例」が制定され、それに基づいて「化学物質適性管理指針」が策定されました。この指針に基づいて事業者に対しての化学物質の排出抑制などの指導を、この間どのように行ない、成果はどのようになっているかお聞かせください。

**【企画環境部長】** 「化学物質適性管理指針」について、この指針は、事業者に対し、人の健康、または生活環境に被害を生じさせる恐れのある化学物質の自主管理の徹底を求めているもので、環境ホルモンとされている3物質を含めた129種類の化学物質を対象物質として選定している。京都府としては、対象事業所に対する説明会等の開催、事業所への立ち入り等により、本指針の周知徹底をはかってきた。今後とも本指針に基づく、化学物質の適正な管理について指導を行なっていく。

### **府下の有害給食食器使用校へ材質の切り替えを指導すべき**

具体的な問題の対策について伺います。学校の給食の食器についてであります。学校給食の食器として使用しているポリカーボネート食器が、環境ホルモンとされるビスフェノールAが溶け出すということが問題になっています。現在、文部省の調査で約3割の公立小中学校で使われているということがあきらかにされています。しかし、すでに強化磁器など他の材質の食器に替えたり、今後予定しているところも増えています。府下の学校でポリカーボネート給食食器を使用している学校に対して、材質の切り替えなどを指導すべきだと考えますが、対策についてお聞かせください。

**【教育長】** 学校給食用食器については、給食の実施者である市町村教育委員会の責任において、選定されるべき。ポリカーボネート製食器の安全性については、現在国において、調査研究がされており、府教育委員会としては、市町村教育委員会に対し、その情報の提供等をおこなってきた。府内においては、昨年5月1日以降、3市町で他の材質に切り替えられ、現時点では、全国の32%の使用率に対し、5%となっている。今後とも適宜、必要な情報の提供等をおこなっていく。

### **府として塩ビ製玩具の実態調査をおこない、対策をとるべき**

次に、子どものおもちゃからの有害物質の対策です。子どもが口に入れる可能性のあるプラスチック玩具には塩化ビニルが使われているものがあります。塩化ビニルの製品にやわらかさや弾力を出すために「可塑剤」が加えられていますが、中でも最も多く使われているのが「フタル酸エステル類」と総称される物質です。この物質は、ホルモンの働きに似た作用があることが指摘されています。塩ビ製のおもちゃについて早急に実態調査を行ない、国に対して製造規制を求めると同時に、本府として業界団体へ材質成分の表示などの指導・対策をすすめるべきと考えますが御所見をうかがいます。

**【保健福祉部長】** 塩化ビニール製品の子ども玩具について、国においては、昨年11月に内分泌攪乱化学物質の健康影響に関する検討会からだされた中間報告によると、これまで人の健康に、重大な影響が生じるという化学的知見は得られず、現時点において、使用禁止等の措置を講じる必要はないとされているが、引き続き国際的な動向もふまえ、調査

研究がおこなわれるとされている。京都府としては、こうした国の動向を注視しながら、必要な対応をしていく。また、国に対しては、内分泌攪乱化学物質の問題も含め、職員等の安全確保対策の充実強化について要望している。なお、材質成分の表示については、社団法人日本玩具協会において、平成12年4月からの実施に向けて、準備が進められていると聞いている。

## 京都市周辺の交通対策について

### 地下鉄東西線延伸に新型路面電車、新交通システムなどの採用を

次に、京都周辺の交通渋滞の解決について、おたずねします。

私は、92年2月の定例議会で、この問題を知事、関係理事者に質問しましたが、その後、新たな変化があり、改めて質問します。特に西京区の9号線をはじめ、日常化した交通の渋滞や混雑の解消の問題です。問題解決の基本は公共交通優先の交通体系をつくることです。

そこで具体的に、公共交通である地下鉄東西線の洛西・長岡京市までの延伸問題についておたずねします。

洛西ニュータウンは、国の新住宅市街地開発法に基づき、京都府・京都市が協調し建設をすすめ、当時の入居募集のパンフレットには、京都市内から洛西まで地下鉄が走っている絵が描かれ、当時入居された方は、交通が現在は不便であるが、将来地下鉄が走るということで期待して入居された方も多くおられます。

ところがすでに20年以上も経過し、いつ建設のめどが立つのか、不満が怒りになっています。この切実な住民の声に対して、92年本会議で知事は「西部地域への延伸についてはこの地域の開発等の進捗状況や路線整備の緊急度を総合して順次整備を図ると聞いている。今後とも計画どおり実施を期待している」と答弁されました。この間、桂坂ニュータウンの入居、区画整理事業の進捗に伴いマンション建設などがすすみ、市内で一番人口が増加しつづけています。

また今年8月、地下鉄東西線に二条駅以西への延伸についての調査費が、運輸省の来年度予算概算要求の中に盛り込まれました。1989年の運輸政策審議会答申で西大路までの約1キロが「2005年までの整備が適当」、西大路から洛西間の約9キロは「2005年までの着手がのぞましい」とされています。一日も早く完成させるために、従来の方式、発想を変えた計画をすすめる必要があります。そこで、具体的な建設方法と計画について伺います。

この間、京都市は、ずさんな計画もあり、完成した区間の工事費が巨額に膨張し、市の財政を窮地におとし入れています。本府も、約133億の財政支援をこの間してきました。従来のトンネル工事にかかる時間と費用が膨大であることを考えれば、洛西までトンネルを掘り進めるという現行計画のままでは完成の見通しは非常に暗いといわざるおえません。三条から醍醐までの場合1キロあたり330億といわれています。洛西まで約10キロとして単純計算で3300億かかることになります。現在の京都市・京都府の財政状況から考え、多額の財政負担は困難です。

そこで私は都市と直結する新たな交通機関として最新の技術を導入して開発された新

型路面電車の採用を検討すべきだと考えます。きわめて安い費用で、建設期間も短くできます。地下鉄の従来のトンネル工事に比べ建設費は10分の1、20分の1ですみます。道路を専用軌道敷にしなければならないことから、交通渋滞を心配する方もいますが、反対に今日、おもいきって自動車を減らし、排気ガス削減を行ない、地球環境を守る方向に発想の転換が求められています。また階段の多い地下鉄に比べお年寄りや障害者にやさしい乗り物として注目されています。地下鉄東西線は、新型路面電車である京阪電車京津線が乗り入れるように設計されていますので、現在の規格のまま、新型路面電車が乗り入れることも可能です。最近、熊本市電に導入されたように、より高性能で低床式の車両を導入する場合でも、地下鉄の駅のホームを改良すれば乗り入れは可能です。建設省も、道路建設だけの発想から、新型路面電車への支援を95年度から制度を拡充して行っています。98年には、新しい時代の都心における交通機関の主役は新型路面電車と位置づけ、新設路線や既設路線の延伸について補助対象に加えました。

そこで知事におたずねします。将来の都市交通の重要な手段としての新型路面電車などについて、本府として積極的に研究、調査し、洛西ニュータウンから阪急長岡京駅、また阪急桂駅への延伸を新型路面電車、新交通システムなどの採用を検討すべきと考えますが、いかがですか。

**【荒巻知事】** 京都市周辺の交通対策について、京都府としては、かつて大変遅れていた、鉄道を中心とした公共交通網の整備を府政の最重点施策の一つとして位置づけ、全力を挙げて取り組んできた。現在京都市と連携、協力しながら、奈良線や山陰本線の複線化整備、新駅の設置等に取り組むと共に、京都市営地下鉄の建設を促進するために積極的な財政支援を行ってきた。なお、新型路面電車については、海外等で、導入されている例があることは、十分承知をしているが、道路事情や車社会の実状、国民の意識等を踏まえた上で、まず京都市が中心となって判断される事柄であると考えている。また、京都市西南部の公共交通網の整備については、京都市において地下鉄東西線延伸について、種々検討がおこなわれていると承知している。事業主体の判断を大切にしたいと考えている。

## ●他党派の代表質問と答弁の概要をご紹介します

### 池本準一（公明、宇治市・久世郡）代表質問（9／29）

#### 1）行財政改革について

**（1）財政再建方策に関して** ①9月補正予算でも、99年度府税収入の50億円減額が提案されており、財源不足は中期見通し以上に厳しい事態。知事は10月の本府人事委員会勧告を確認後に対応策を検討する方針と側聞しているが、財政中期通しの公表は5月であり、人件費削減に一段と切り込む政治決断を一日も早くされるべき。②財政再建に当たって、単なる施策の1律カットや安易に府民負担増を求めるのではなく、財政構造の体質を抜本的に改革するものでなくてはならない。財政再建の名の下に、真に福祉を必要とする弱い立場の府民を切り捨てるようなことは、断じてあって葉ならない。財政再建に取り組む基本姿勢はどうか。

**【知事】** ①京都府の人事委員会の勧告は例年通り10月中旬に行われる。今日の厳しい財政状況に対処していくためには、他府県の取り組み状況も参考にしながら、職員の理解と協力を求め、人件費の一層の削減に取り組んでいかなければならないと認識している。社会経済構造の変化に対応した職員配置については、厳しい行財政環境の中で限られた人的資源を有効に活用していくために、積極的な定数削減をすすめ、新たに行政上、重点的な配分に努めてきた。今後とも、行政需要の変化に絶えず気を配っていきたい。②現下の厳しい財政状況を克服していくためには、人件費を始め、内部管理経費の削減、合理化を強力に進め、歳出の抑制を図っていくことが第1の基本。今後、見込まれる巨額の収支不足を内部努力だけで解消していくことは難しく、国に地方税財政基盤の充実を強力に要請していく。全般にわたる点検、見直しを行い、時代の流れに即した効率的な施策体系を構築していくことが必要。事務事業の見直しにあたっては画一的、一律的に削減するのではなく、時代の変化に合った政策にシフトしていくとともに、社会的に弱い立場にある方々には充分配慮して時代に促した、真に行政サービスを必要とする分野に重点的な施策展開が可能となるよう最大限の努力をしていく。

**（2）事務事業評価システムの早期導入に向けて** ①行財政改革のカギとなる職員の意識改革にどのように取り組むのか。②第2次の新しい行政推進大綱の推進手順及び管理。新しい総合計画スタートに合わせて、どのような執行体制をとるのか。

**【知事】** ①非常事態ともいえる財政状況の中で、大きく変化する社会経済情勢や多様化する府民ニーズに的確に対応していくため、職員一人ひとりが担当する事務事業の目標、成果、効率等について、従来の考えにとらわれることなく厳しく精査していかねばならない。自主的な事務事業の評価については、毎年度の予算編成の中で取り組んできたが、現下の財政状況について改めて職員に徹底する中で、民間の発送も取り入れ、コストに対する厳しい認識ができるよう意識改革を図り、費用対効果の検証をおこなっていく。システムの早期の導入に向けて取り組んでいく。②新しい総合計画に政策展開の方向に沿って政策や事業を体系化するとともに、事務事業評価システムも活用しながら、必要な事業の選択や重点化をおこない、効率的、効果的な行財政システムを構築していく。執行体制については時代に促したスリムで効率的なものとなる様にしていきたい。

**（3）福祉、介護、環境関連産業やベンチャー企業の効果的支援、育成。**知寿部局の職員配置状況は要請に応える体制となっていない。行政資源を重点的に配分すべき。。**（4）**地方機関の見直しは、行革推進の重要な柱。総合振興局化は効率化策だけにとどまらず、6広域行政圏体制を軸としたさらなる見直しに着手すべき。

**【知事】** 府の出先機関は市町村や住民への直接サービス機能が多く含まれており、府民



生活や市町村行政への影響が大きく、広域化でサービスを低下させないよう配慮する必要もある。庁舎整備など課題も多い。見直しの第1段階として、管理部門の統合により、効率的な総合行政を推進するため、来年4月を目標に総合振興局化を図る。所管エリアの広域化については見直しの次の課題として検討していかねばならないと考える。

**2) 保健・医療行政について** (1) 院内感染防止対策の実態把握、指導・監督をどのようにしているのか。(2) 医科大学付属病院や府立3病院は、抜本的な経営改善に取り組むことが急務。①経営改善計画を策定、見直し。②病院事業の経営改善に、知事の強力なチャレンジが必要。(3) 洛東病院の将来方向の基本的な方針は。

**【知事】** (1) 従来から、関係団体や各医療機関に対策マニュアルや関係資料なども配布、施設の生活補助や手洗いの励行、医療機器の滅菌消毒、感染性廃棄物の適正処理などを指導してきた。医療機関については院内感染に取り組む場合の診療報酬の加算措置や無菌病室の整備などに対する補助制度も設け、現在まで150を超える病院が診療報酬加算措置を受け、40病院が補助制度の適用を受けている。(2) 病院の特性に応じ、毎年、目標を定めて取り組みを進めてきた。病床利用率の向上や平均在院日数の短縮のほか、適時適温給食の実施、看護基準の引き上げなど、診療報酬上も有利となる取り組みを推進して収入の確保に努めている。診療報酬請求業務の委託や医薬材料等の購入に際しての競争原理の導入など効率的な経費の執行に努めている。今後は、各病院の経営改善推進組織を軸にコスト意識の向上を図る中で経営改善をおこない、一般会計からの繰入金縮減に向けて、今までの慣例にとらわれることなく新たな視点に立った取り組みを推進していく。

(3) 重要な課題と認識。本年4月に改定した京都府保健医療計画においても、府内におけるリハビリテーションの医療を中核として整備の方向を検討。効率的合理的運営の観点も十分念頭におきながら検討する。

**3) ダイオキシン対策について** ①ダイオキシン類排出総量の現状をどのように把握しているか。削減目標をどのように設定し、総合的な取り組みを推進していくのか。②ゴミ処理新技術の積極的活用を促進する施策を充実すべき。③事業者の自社側推定値を検証できる体制の整備が重要。本府の調査・測定体制の確立、専門技術者の確保など、ダイオキシン類の監視体制について、どのような方針で整備していくのか。④「第2期府分別収集即新計画」の目標達成に向けて、市町村への支援策は。⑤環境基本計画のゴミ減量目標の達成に向けたトータルプランの策定及び今後の取り組み方針は。**【知事】**①京都市を除く平成10年度の排出量は市町村及び許可対象となる民間の廃棄物焼却施設77炉合わせて合計18グラムと推計している。排ガスの規制など国が示した削減対策に加え、監視指導等を着実に実施し、大幅な削減を目指していく。本年度小型焼却炉の実態調査をおこない、結果を指導監督に生かしていきたい。②広域化計画においても、今後の技術開発や減量リサイクルの推進を重視しており、京都府環境基本計画に基づき、大学・民間企業との連携、技術交流や普及啓発を着実に推進していく。京都府と市町村で構成する京都府廃棄物処理対策協議会で新技術の紹介、講演会、交流会などの取り組みを進め、京都府グリーンベンチャー研究交流会による情報発信などが図られている。③焼却炉設置者による測定を検証するために、京都府として全施設について京都府独自の検査を実施している。計画的な検査、それにより必要となった緊急性の高い検査についても、民間委託と京都府による点検により適切に実施できていると考えているが、これを検証する体制を重視することは重要であるので、今後、府民の安心安全を基本にして検討していく。④エコ商品の選択や再利用可能な商品の使用など、商品製品の消費から廃棄にいたるすべての過程で取り組みが必要。京都府はればれプランをもとに、京都アースの共生府民会議等による府民運動的な取り組みを図り、市町村への支援と減量目標の達成にむけて努力している。第2期分

別収集促進計画の達成に向けて多様な取り組みを進めていく。

**4) 住宅問題について** ①府営住宅の整備手法について、抜本的な改革に取り組むべき。②住都公団方式を参考に、府営住宅の維持管理の集中一元化を行うとともに、外部委託を積極的に進めること。③高齢者に対応する住宅政策の基本方針及び具体的な取り組み方策

**【知事】** 公共工事コスト縮減対策行動計画にもとづき、従来から建設費の縮減に努めてきた。民間の資金や技術等の活用を図ることを目的とする新たな法制度であるPFIの活用についても、国、他府県の動向も見極めながら十分な研究をおこなっていく。②駐車場の管理、府南部地域の入居募集について、京都府住宅供給公社に委託。③京都府住宅マスタープランの重要な基本方針の一つと位置づけ、長寿社会耐用住宅設計指針にもとづきバリアフリー化に努めている。京都府第7期住宅建設5カ年計画でも、民間活力を活用した高齢者向け有料賃貸住宅の整備を図る。

**3) 教育問題について** ①少人数教育や教員の複数配置など、教育条件の改善。②地域にひらかれ、地域に支えられた教育環境づくり。③国旗・国歌の法制化について、正しく教育し、理解させることが必要。学校現場における教職員への指導がどのように変化するのか。無用の摩擦や混乱が生じない科、今後の対処方針は。

**【教育長】** ①国の教職員定数改善計画に基づき、小・中学校にTT、高等学校に習熟度に応じたクラス編成をおこなっている。学級編制のあり方については、文部省の調査研究協力者会議において年度内を目途に検討されている。その結果を見極めていく。学校の人的、物的な教育機能の開放と地域の人材や学習環境を活用することを柱に進めている。③今回の法制化は、従来の慣習法を成文法とし、法的根拠の明確化が図られたものと認識している。学校教育における国旗・国歌の指導については、従来から学習指導要領に基づいて取り扱ってきている。教職員にありましては、学習指導要領に基づき、わが国のみならず他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、児童生徒を指導する責務が果たせるよう、今後とも市町村教育委員会とも連携しながら適切に指導してまいりたいと考えている。

**6) 警察行政について** ①職業倫理感や質的向上に向けての教育研修及び訓練制度の中で、どのような問題があったと総括しているのか。信頼回復を実現するための今後の決意。②京都市域等における警察署や交番の配置の見直し、配置基準。配置や所管エリアの見直しをどのような方針で進めるのか。

**【警察本部長】** ①人口、交通、地理、事件事故の発生状況などを参酌して決定するもの。この基準をもとに設置する。府南部地域には組織全体から陣容を捻出し、平成3年に城陽警察署、平成5年に八幡警察署を新設。

**7) 地元問題について** ①府道京都宇治線及び府道宇治淀線の事業促進②JR奈良線の宇治・新田間に新設される仮称JR小椋駅のトイレ設置③宇治市をはじめ府南部地域に交通信号機の大幅増設を（要望）。